

○苦小牧市議会傍聴規則

令和5年6月14日

議長規則第1号

〔昭和27年議会規則第1号苦小牧市議会傍聴規則を全文改正〕

〔平成3年議長規則第1号苦小牧市議会傍聴規則を一部改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定等に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、一般席57人、車椅子使用者席3人及び報道関係者席13人とする。

2 議長は、傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名、住所、その他議長が必要と認める事項を傍聴受付票に記入しなければならない。

2 報道関係者で議長から許可を受けた者及び議長が公務執行上傍聴の必要があると認めた本市職員は、前項の規定にかかわらず傍聴することができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、特に議長の許可を受けた者はこの限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章（議長が許可したものを除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は垂れ幕、横断幕の類を掲げる等示威的行為をし

ないこと。

- (4) 飲食（水の飲用を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を受けた者はこの限りでない。

（傍聴人の退場）

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（委員会等の傍聴）

第12条 委員会等における議員以外の傍聴については、この規則の例による。

附 則（平成3年3月28日議長規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月14日議長規則第1号）

この規則は、令和5年6月22日から施行する。